

1 「暴風警報」・「暴風雪警報」発表時の措置について

午前 7 時現在、「暴風警報」・「暴風雪警報」が京都・亀岡地域に発表されている場合

→ 自 宅 待 機

「解除後の対応」について

午前11時現在、解除されている場合 → 13時までに登校

※ その日の全ての授業の用意をして登校すること

午前11時現在、解除されていない場合 → 臨 時 休 業

2 「特別警報」及び「特別警報の解除後切り替わったすべての警報」発表時の措置について

午前 7 時現在、「特別警報」及び「特別警報の解除後切り替わったすべての警報」が京都・亀岡地域に発表されている場合

→ 自 宅 待 機

午前 7 時現在、「特別警報」及び「特別警報の解除後切り替わった警報」が発表中で、その後解除された場合

→ 上記「解除後の対応」とする

3 「避難指示」発表時の措置について

学校所在地に「避難指示」が発表された場合は上記 1 と同等に扱う。

《注意》

- * 「特別警報」とは、大雨・暴風・暴風雪・大雪 の特別警報を指します
- * 「特別警報の解除後切り替わったすべての警報」とは大雨・暴風・暴風雪・大雪・洪水を指します
- * 「特別警報」が発表されていない場合の休業対応には「暴風警報」及び「暴風雪警報」以外の警報及び各種「注意報」は含まない
- * 部活動・補習・模擬試験等の実施が予定されている休日および休業日についても上記の措置に準じるが、別途担当教員からの指示があれば、それに従うこと。
- * 生徒が在校中に、「特別警報」「暴風警報」等が発表された場合は、状況判断の上で、措置をとる。
(電話での問い合わせには応じられないので、各自、上記に従って行動すること)

☆「暴風警報」「特別警報」等の発表時の対応

- (ア)「暴風警報」(イ)「特別警報」(ウ)「特別警報解除後切り替わったすべての警報」
(エ) 学校所在地への「避難指示」

